

速報

基本給・ボーナスを4月に遡り引き上げ！ 3月8日(金)に一時金を支給!!

熊大使用者は、役員会（2024年2月22日）において、熊大教職員給与規則の一部を改定し、基本給とボーナス（期末・勤勉手当）を2023年4月に遡って引き上げ、差額分を2024年3月8日（金）に一時金として支給することを決定しました。今回の給与改定では、一般職員の初任給が12,000円（高卒者）、11,000円（大卒者）にそれぞれ引き上げられ、昨年と同様に若年層（30歳台半ばまで）に重点を置いて基本給が平均改定率1.1%、またボーナスは、0.1月引き上げて、年4.5月（再雇用職員は0.05月）となります。なお、有期雇用職員および個別契約職員の給与改定は、2024年4月から実施します。

熊大使用者が2023年人事院勧告を参考に完全実施したことは一定評価します。しかし、国家公務員の給与を100とした場合の熊大職員の給与水準（ラスパイレス指数）は、81.9と低いままであり、モチベーション維持、生活を守るための十分な改善努力とは言えません。国立大学法人の中には、4月に遡及できない、ボーナスが半額支給になっている大学が出てきています。熊大教職員の生活を守り、優秀な人材の流出に歯止めをかけるためには、組合に結集し、さらなる待遇改善を強く要求しなければなりません。

2023年春闘は、30年ぶりに高水準の賃上げとなりましたが、賃金上昇が物価上昇やエネルギー価格の高騰に追い付いておらず、厚労省の調査では物価変動を反映させた実質賃金が2年連続マイナスと生活は苦しいままです。2024年には、さらなる大幅な賃上げによる生活改善が求められる方針です。医療現場では、人材流出を防ぐために看護職員等の処遇改善を維持できる原資を確保できるように診療報酬改定が検討されています。また、人事院では、人材確保への強化、地域手当を広域化するなどの大くくりな調整方法に見直される予定です。熊本市は地域手当の支給を国に要望しています。

組合は、熊大教職員の賃金改善を重点項目と位置づけ、年次有給休暇の見直し、仕事と育児・介護の両立等で今すぐに支援を必要としている方、教員選考・業績評価方法等の労働環境・労働条件の見直しにより、熊大の教育・研究・医療の発展を支えるすべての教職員が働きやすい職場環境の改善を求めるため、2月8日に熊大使用者に団体交渉を申し入れました。今後、大幅な賃上げ勧告が出された場合、運営費交付金が毎年削減され続けている熊本大学が、教職員の給与水準を維持することは困難です。

まだ遅くありません。今こそ、組合に結集して、教職員の待遇改善を強く求めていきましょう！

～組合員の福利厚生をご紹介します～

すべての組合員は、各種のサービス・支援を利用可能です。

- グループ活動支援（1,000円補助／1回）
- 無料法律相談支援、顧問弁護士のご紹介
- 九州ろうきん(金利優遇や組合事務所で手続き可)
- 教職員共済 大学事業所(フリーダイヤル 0120-628-095)

詳しくは、組合掲示板または下記の組合事務所にお尋ねください。各部署の組合掲示板や組合ホームページに組合活動に関するニュース等を掲載していますので是非ご覧ください。

	熊本大学教職員組合	
	No.16 2024. 2. 26	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/